

# 噴火警戒レベルをはじめます!

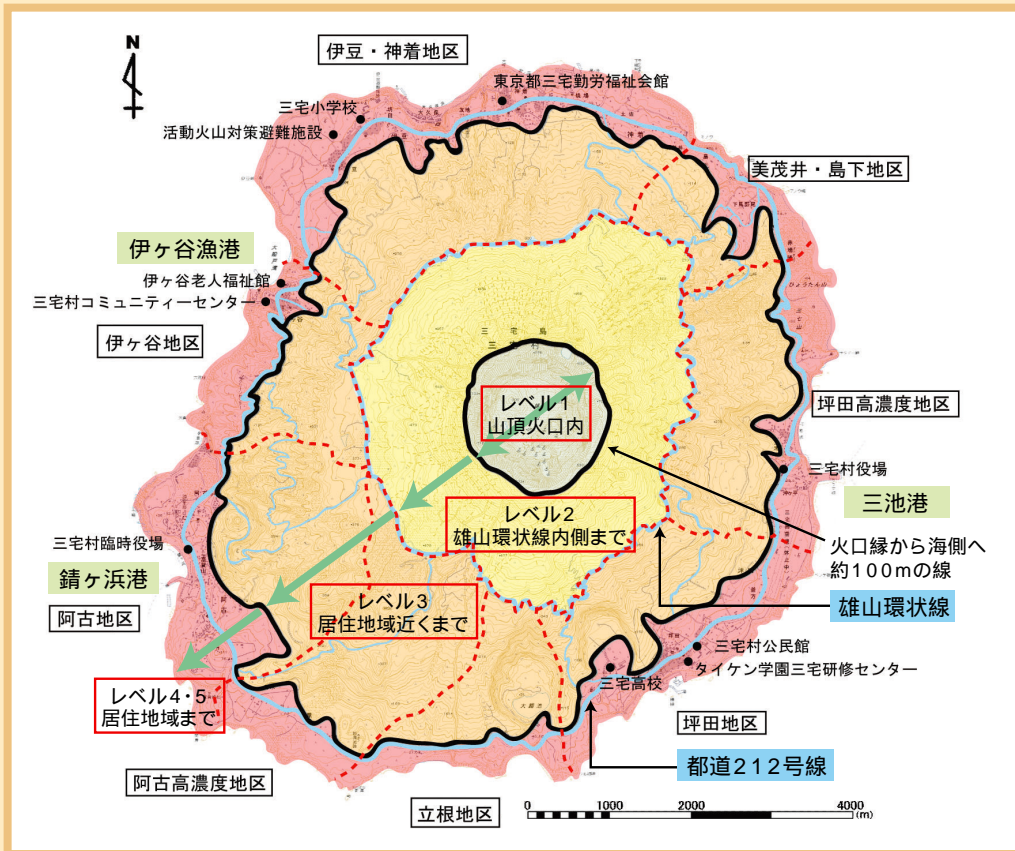
噴火予報及び警報で発表する

## 噴火警戒レベル

は

噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分されています。

それぞれのレベルに防災機関等の行動がキーワード(「避難」、「避難準備」、「入山規制」等)として示されています。市町村、都道府県等の地域防災計画等に定められ、防災対応に活用されることが噴火警戒レベル導入の条件となります。



### 図の凡例

- ⋯ 噴火及び火山ガスの避難地区境界
- 居住地域の境界
- 主要道路
- 地区名
- 避難港
- 避難所

### 警戒区域の指定について

山頂火口で噴火の場合  
想定される現象に応じて、警戒区域を山頂火口内から居住地域までレベル毎に指定します。

山麓・山腹噴火の場合  
噴火地点と噴火の影響が及ぶ地区を指定します。噴火前に噴火の発生する場所が特定される場合には、その影響の及ぶ地区を指定することがあります。

※左図は三宅村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

三宅島 噴火警戒区域及び避難場所等



問い合わせ先

気象庁地震火山部 火山監視・情報センター  
TEL : 03-3212-8341 (内線4526) <http://www.jma.go.jp/>  
東京管区気象台 業務課 TEL : 03-3212-8341 (内線5543)  
<http://www.tokyo-jma.go.jp/>  
三宅島火山防災連絡事務所 TEL : 04994-5-0980

